

監事監査報告書

2020年5月27日

学校法人明星学園
理事会 御中

学校法人明星学園
監事 内藤 富美子 ⑩
監事 丸山 晃 ⑩

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人明星学園寄附行為第14条第3項に基づいて、学校法人明星学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務並びに財産状況について監査いたしました。
その結果につき、次の通り報告いたします。

1 監査方法の概要

監査に当たり、理事会、評議員会において、理事らからの業務報告を聴取するとともに、決裁書類等を閲覧し、業務並びに財産状況を調査しました。加えて、会計監査人と連携し、その報告や説明を基に計算書類についての検討など、必要と認める監査手続きを実施いたしました。

2 監査の結果

学校法人明星学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）は会計帳簿の記載と合致しました。法人の収支、財産状況及び事業報告書は経営状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関して、不正行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めました。

以上

監事監査報告書

2020年5月27日

学校法人明星学園

評議員会 御中

学校法人明星学園

監事 内藤 富美子 ㊟

監事 丸山 晃 ㊟

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人明星学園寄附行為第14条第3項に基づいて、学校法人明星学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務並びに財産状況について監査いたしました。

その結果につき、次の通り報告いたします。

1 監査方法の概要

監査に当たり、理事会、評議員会において、理事らからの業務報告を聴取するとともに、決裁書類等を閲覧し、業務並びに財産状況を調査しました。加えて、会計監査人と連携し、その報告や説明を基に計算書類についての検討など、必要と認める監査手続きを実施いたしました。

2 監査の結果

学校法人明星学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）は会計帳簿の記載と合致しました。法人の収支、財産状況及び事業報告書は経営状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関して、不正行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めました。

以上